

○財務省告示第百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

二 発行の根拠 五回）
財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

四 法律第二十三号）第四十六条第

五 一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

四 用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

の発行方法

五

方募

イ

ロ

国債市場参加者
特別参加者
非競争入札
競争入札

各当ても各
国の債市場
特別参加者
ごとの
応募額を
割り当てる。
各応募

六

イ

発

国債市場参加者
特別参加者
非競争入札
競争入札

各当ても各
国の債市場
特別参加者
ごとの
応募額を
割り当てる。
各応募

ロ

国債市場参加者
特別参加者
非競争入札
競争入札

各当ても各
国の債市場
特別参加者
ごとの
応募額を
割り当てる。
各応募

発別にご
行参加るに
と者発行募
う第(限度
。II以下額
非一を定
格国債める
争市入場も
札特の

た条特十に規関八つ定う額
利第別九つ定す億い
付一会億い
国項計五
債のに千七
に規関七
つ定す百
いて基法
、づ律第
額き第四
面發行十
金行十六
額し六
、第
四
十
六

十九
弘
込
期
日
平
成
二
十
九
年
六
月
二
十
日